

## 八街市消防団長交際費の支出に関する取り扱い基準

平成30年12月20日改正

この基準は、消防団の円滑な運営を図るために、団長が消防団を代表し個人又は団体と交際する上で必要な経費（以下「団長交際費」という。）を支出する際の基準を定めるものとする。

### （1）支出の対象

団長交際費の支出の対象となる個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- 1) 消防団の事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- 2) 消防団の伸展について顕著な功績があったもの
- 3) 消防団長が特に必要と認めたもの

### （2）支出区分

団長交際費は、支出の対象となる個人又は団体との交際において、次に掲げる区分について支出することができるものとする。

#### 1) 祝金等

各種団体等（市主催及び市が補助金を交付している団体を除く。）が行う式典や消防関係者の祝賀会等に来賓として出席する場合の祝金等として支出する額は、1万円を支出限度額とする。ただし、金額が案内文等に明記されている場合はその額とする。

#### 2) 会費及び負担金等

各種団体等が行う会議に構成員又は来賓として出席する場合の会費や負担金等として支出する額は、1万円を支出限度額とする。ただし、金額が案内文等で明記されている場合はその額とする。

#### 3) 弔慰金

八街市消防団弔慰内規のとおりとする。

#### 4) その他

消防団長が特に必要と認めたものについては、別途対応を協議するものとする。

## 八街市消防団弔慰内規

区 分	対 象 範 囲	香 典
八 街 市	1. 消防団本部	
	(1) 本 人	5, 0 0 0円
	(2) 妻・父母・子 (子については、同居のみとする)	5, 0 0 0円
	2. 消防団員	
	(1) 本 人	5, 0 0 0円
	3. 消防委員会委員	
	(1) 本 人	5, 0 0 0円
	(2) 妻・父母・子 (子については、同居のみとする)	5, 0 0 0円
近隣市町村	1. 消防団長	
	(1) 本 人	5, 0 0 0円
	2. 元消防団長	
	(1) 本 人	5, 0 0 0円
そ の 他	1. 団長が特に必要と認めたもの。	5, 0 0 0円 又は 1 0, 0 0 0円

※生花・花輪及び弔電は行わないこととする。